



電気自動車——充電走行距離及び 交流充電電力量消費率試験方法

JIS D 1301 : 2001

(2006 確認)

平成 13 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との整合を図るため、ISO/DIS 8714 : 2000, Electric road vehicles—Reference energy consumption and range—Test procedures for passenger cars and light commercial vehiclesを基礎として用いた。

この規格には、次に示す附属書がある。

附屬書(参考) JISと対応する国際規格との対比表

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 13. 4. 20

官 報 公 示：平成 13. 4. 20

原案作成協力者：財団法人日本電動車両協会、財団法人日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 加藤 伸一）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 : TEL. 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気自動車—充電走行距離及び D 1301 : 2001 交流充電電力量消費率試験方法

Electric vehicle—Measurement for
driving range and energy consumption

序文 この規格は、**ISO/DIS 8714 : 2000, Electric road vehicles—Reference energy consumption and range—Test procedures for passenger cars and light commercial vehicles**を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて**附属書1**に示す。

1. 適用範囲 この規格は、車載電池(以下，“主電池”という。)だけを動力源とする車両総質量が3 500 kg以下の電気自動車(自動二輪車及び原動機付自転車で原動機に電動機を用いたものを除く。)の一充電走行距離及び交流充電電力量消費率を求める試験方法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO/DIS 8714 : 2000, Electric road vehicles—Reference energy consumption and range—Test procedures for passenger cars and light commercial vehicles (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 1211 電力量計(単独計器)

JIS D 1010 自動車走行試験方法通則

JIS D 1012 自動車—燃料消費率試験方法

3. 試験自動車及び主電池 試験自動車及び主電池は、次に掲げる状態とする。

- a) 主電池は、自動車製造業者指定の電池を用い、適正に管理されたものでなければならない。
- b) 主電池が搭載された状態で300 km以上走行されていなければならない。また、慣らし走行距離は、**付表5**に記録する。
- c) 自動車製造業者の仕様に基づき、あらかじめ点検・整備されていなければならない。
- d) 試験自動車の質量は、**JIS D 1010**に規定する空車状態の自動車に2人の人員(人員1人の質量は、55 kgとする。)が乗車し、又は110 kgの物品が積載された質量(以下，“試験自動車質量”という。)でなければならない。
- e) 試験路において走行抵抗を測定するときの試験自動車質量の誤差範囲は、試験自動車質量の±50 kgでなければならない。
- f) 電動機を収めているフードは、閉じていなければならない。